船木台地区地区計画

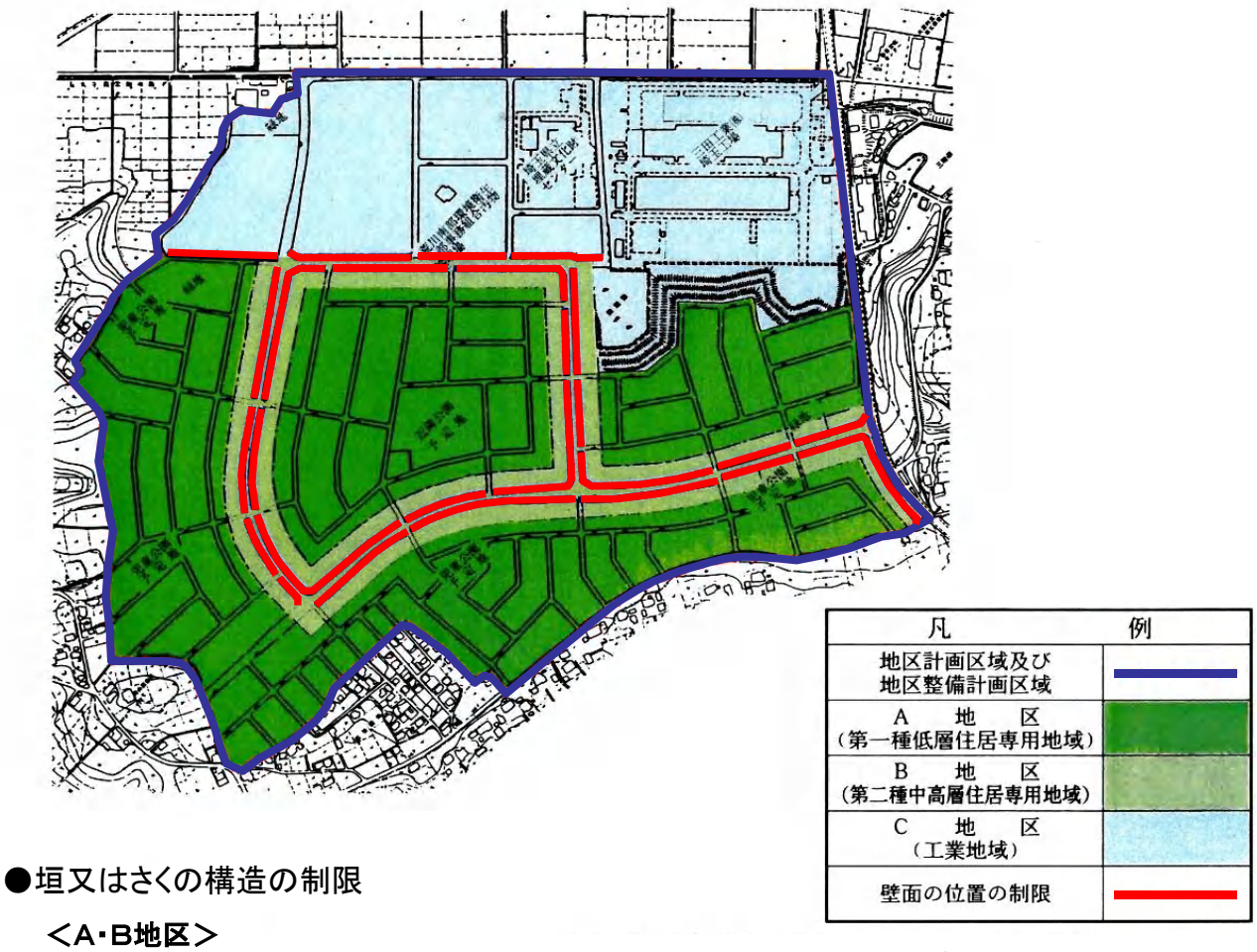
当初決定年月日　平成 7年12月22日
最終変更年月日　平成19年 2月 2日

名　　称		船木台地区地区計画
位　　置		熊谷市船木台一丁目、船木台二丁目、船木台三丁目、船木台四丁目、船木台五丁目の全部
面　　積		約６９．２ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、旧大里町の南部に位置し組合施行による大里村南部土地区画整理事業施行区域である。 この土地区画整理事業による基盤整備の効果が、その後の無秩序な建築行為等により損なわれることのないよう地区計画を策定し良好な居住空間の創出を誘導し質の高い市街地の形成を図る。
	土地利用の方針	Ａ地区は、戸建て低層住宅地として整備する。 Ｂ地区は、低層住宅地との調和を図りながら、中規模な店舗等の立地を誘導し住宅地として有効利用を図る。 Ｃ地区は、隣接する住宅地との調和を図りながら、先端企業の立地を誘導する。
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により整備される道路公園等については、その機能が損なわれることのないよう維持管理に努める。
	建築物等の整備方針	地区の目標を実現し、本地区に相応しい景観を保持していくために建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度及び垣又はさくの構造の制限を行う。

			Ａ地区（第一種低層住居専用地域）	Ｂ地区（第二種中高層住居専用地域）	Ｃ地区（工業地域）
地区整備計画	地区の区分	区分の名称	Ａ地区	Ｂ地区	Ｃ地区
		区分の面積	約３４．５ha	約１０．７ha	約２４．０ha
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	――	――	次に掲げる建築物は建築してはならない。 １．ボーリング場、スケート場、水泳場等 ２．マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所 ３．カラオケボックス ４．倉庫業を営む倉庫
		建築物の敷地面積の最低限度	１５０㎡		――
		壁面の位置の制限	――	建築物の外壁若しくは、これに代わる柱、又は建築物に付属する敷地地盤面からの高さが２ｍを超える門の面から計画図に示す道路の境界線までの距離は１ｍ以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画図に示す道路の境界線までの距離は３ｍ以上とする。
		建築物の高さの最高限度	――	１０ｍ	――
		垣又はさくの構造の制限	道路境界及び隣地境界側に設ける垣又はさくの構造は次の各号に掲げるものとする。 但し、門柱、門扉及び擁壁についてはこの限りではない。 (1) 生け垣 (2) 敷地地盤面から１．５ｍ以下の鉄柵、金網等で可視可能なフェンス。 (3) 基礎を構築する場合は、基礎の高さは設置する敷地地盤面から６０㎝以下とする。		道路側に幅１ｍ以上の植栽帯を設けなければならない。 但し、門柱及び門扉は除く。

区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり

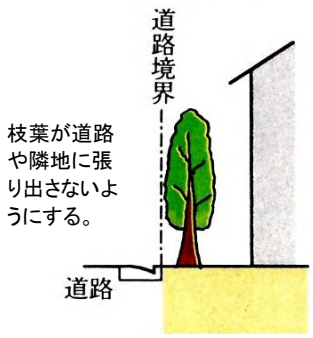
船木台地区地区計画　区域図



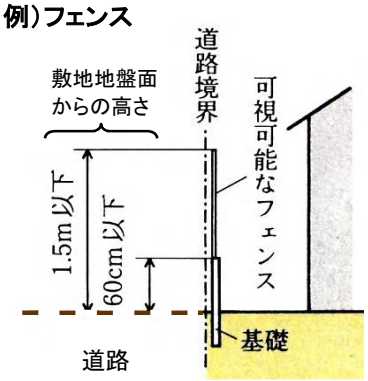
●垣又はさくの構造の制限

＜A・B地区＞

例）生け垣

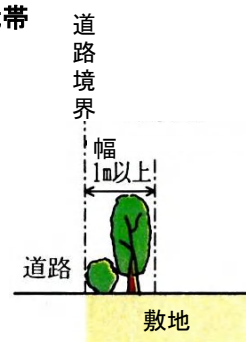


例）フェンス



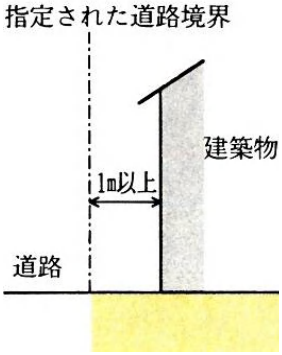
＜C地区＞

植栽帯

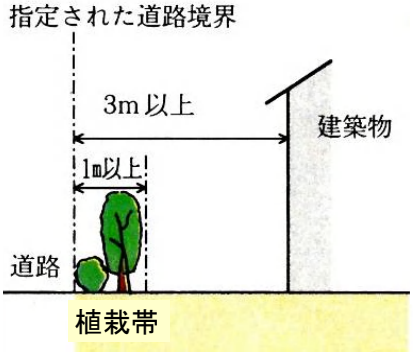


●壁面の位置の制限

＜B地区＞



＜C地区＞



（平面図）

